

経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律に規定する検査身分証明書の様式を定める省令案要旨

- 1 財務省職員が、特定原産品申告書又は特定原産品誓約書を作成した者その他の関係者の事務所その他の必要な場所に立ち入る場合に携帯し、関係者に提示する身分を示す証明書の書式を定めることとする。
- 2 この省令は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律の施行の日から施行する。